

第 26 回公民館まつり移動販売車（キッチンカー）募集要項

1 概要

下妻市が実施する第 26 回公民館まつり（以下「公民館まつり」という。）において、会場敷地内にて販売を行う移動販売車（以下「キッチンカー」という。）の出店者を募集する。

2 目的

公民館まつりの開催に当たり、敷地内の空きスペースを活用してキッチンカーを出店することにより、来場者の増加を図るとともに、市民等の交流を促進し、もって公民館事業及び生涯学習活動への積極的な参加を促すことを目的とする。

3 出店について

(1) 出店場所

・千代川公民館（下妻市鬼怒 230 番地）

※出店場所は別紙「第 26 回公民館まつりにおける移動販売車（キッチンカー）の出店場所イメージと前年度実績」を参照

(2) 用途

「公民館まつり」における敷地内の売店及び飲食店等としてのキッチンカー（販売営業車又は調理営業車）

(3) 販売可能品目

酒類を除く飲食物【自動車による営業（食品の調理営業・販売業）】で保健所より許可を得ているもの

(4) 営業可能日時

ア 令和 8 年 2 月 7 日（土）午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

イ 令和 8 年 2 月 14 日（土）午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

ウ 令和 8 年 2 月 15 日（日）午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

※全日午前 8 時 30 分から設営可能。片付け後、営業可能時間から 30 分後までに退出

※上記時間については、天候や公民館まつりの開催状況により変更となる可能性がある。

(5) 募集台数

各日 3 台までとする。

(6) 使用料

無料とする。

4 応募者の資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当する者でないこと。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可(調理営業又は販売業若しくはその両方)を有するもの
- (5) キッチンカーは、出店者が所有権を持っているものに限る。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である(使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす。)

5 許可条件等

(1) 許可方法

下妻市公有財産規則(平成20年下妻市規則第10号)第22条第1項の規定に基づく行政財産の目的外使用に係る許可とする。

(2) 許可対象

各日3台までとする。

(3) 許可期間

「3 出店について」の「(4) 営業可能日時」と同様とする。

(4) 許可対象面積

車両1台分(指定する区画内のみとし、大型車両等は許可しない。)

(5) 事業への協力

ホームページ等、市が発信する広報への掲載に協力すること。

(6) ごみの処理

ア 出店者は、必ずゴミ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。

イ 出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公民館利用者が快適に過ごせるよう努めること。

ウ 公民館管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。

エ 敷地内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

(7) その他の事項

ア 公民館まつりは、雨天又は荒天時の状況により、事業を中止することがある。公民館まつりを中止した場合、キッチンカーの出店も同様とする。その場合、出店者に市から連絡する。

イ 雨天等でやむを得ず、出店者が営業を休止し、中止し、又は極端に営業時間を短縮する場合は、市へ連絡すること。

ウ 敷地内は、ハザードランプを点灯させ、公民館利用者を最優先に速度5km/h以下で走行すること。

エ 敷地内の指定された場所以外に駐車することはできない。

オ 敷地内の電気及び水道の利用は許可しないため、出店者が用意すること。

- カ 出店により発生した排水は、敷地内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- キ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に報告すること。
- ク 出店中はBGM等の使用をしないこと。
- ケ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、市は出店許可を取り消すことができる。
- コ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- サ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- シ 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- ス 許可内容とは関係のない広告等を行わないこと。
- セ 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ソ アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各出店者の判断で消費者への配慮を行うこと(正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)。
- タ 感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- チ 飲食が可能なスペースとして、市がキッチンカー周辺にイスとテーブルを設置する。また、公民館内に休憩・飲食が可能な場所を用意する(指定した場所以外は原則不可)。
- ツ その他不明な点については、市担当者と協議すること。

6 募集期間・選定方法

- (1) 出店者の募集期間は、令和7年10月22日(水)から11月19日(水)までとする。
- (2) 複数の参加希望日の出店は可能とする。ただし、各日、1出店者1台とする。他に出店者がいない場合には、この限りでない。
- (3) 出店希望日が重複した場合は市内事業者を優先とする。
- (4) 各日、出店希望台数が3台を超える場合には、抽選によって出店者を選定する。

7 提出書類

(1) 提出資料

- ・出店申請書(様式第1号)
- ・出店に係る誓約書(様式第2号)
- ・事業概要書(様式は問わない。出店内容及び販売する飲食物について記載すること。法人は会社案内等、実施内容が確認できる資料でも可能とする。)
- ・営業許可書の写し(保健所が発行したものとする。)
- ・食品衛生責任者の資格を証する書類の写し
- ・生産物賠償責任保険(PL保険)の証明書の写し
- ・車検証の写し
- ・下妻市行政財産使用許可申請書(下妻市公有財産規則様式第5号)
- ・運転免許証の写し

- (2) 出店希望日数にかかわらず、1 出店者 1 申請とする。
- (3) 提出方法：窓口への持参又は郵送(締切日必着)
- (4) 許可書の受取方法：窓口又は郵送にて交付する。
- (5) 提出・問合せ先

〒304-0818

茨城県下妻市鬼怒 230 番地

下妻市立千代川公民館

電話 0296-44-3141(直通)

Fax 0296-44-7842

メールアドレス kominkan@city.shimotsuma.lg.jp